

狩猟税の軽減措置のお知らせ

平成 27 年度の税制改正により、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等の担い手確保に資するため、狩猟税において以下の 3 種類の軽減措置が講じられることになりました。

1 軽減措置の内容

次の①から③の要件を満たす方が行う狩猟者登録に対し、軽減措置が適用されます。

- ① 対象鳥獣捕獲員 → 課税免除
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 → 課税免除
- ③ 有害鳥獣捕獲許可者又は有害鳥獣捕獲許可者の従事者 → 税率 2 分の 1

(適用期限)

平成 27 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(ただし、上記②については、改正鳥獣保護法施行日である平成 27 年 5 月 29 日から適用)

2 申請手続

狩猟税の軽減措置の適用に際し、下表の左欄に記載の登録する方の状況に応じて、下表の右欄に記載の書類を狩猟者登録申請書に添付して提出してください。

(課税免除)

登録する方の状況	添付書類
① 対象鳥獣捕獲員 (狩猟税のあらましの納める額の区分 (7))	・対象鳥獣捕獲員であることの証明
② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 (狩猟税のあらましの納める額の区分 (8)) 狩猟者登録の申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として兵庫県内で従事実績がある場合が対象となります。	・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 ・申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類 (委託契約書の写し等) ・当該鳥獣捕獲等に係る従事者証の写し又はこれに準ずる書類 (※)

(※) 当該鳥獣捕獲等に係る従事者証に準ずる書類とは

- ・許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等)、従事日・従事場所・捕獲採取した (しようとした) 鳥獣の種類・捕獲採取数等の従事実績が確認できる書類などをいいます。

(税率 2分の1)

登録する方の状況	添付書類
<p>③ 有害鳥獣捕獲許可者 (狩猟税のあらましの納める額の区分 (9))</p> <p>狩猟者登録の申請前1年以内に、許可を受け、兵庫県内でこの許可に係る捕獲等をした場合(注)が対象となります。</p>	<p>(ア) 許可証の報告欄に捕獲等の記載がある場合</p> <ul style="list-style-type: none">・許可証と報告欄の写し <p>※ ①許可証の報告欄、②報告欄の「備考」欄等に実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記入のうえ、報告欄の下部余白に自署押印してください。</p> <p>(イ) 許可証の報告欄に捕獲等の記載がない場合</p> <ul style="list-style-type: none">・許可証の写し・捕獲内容届出書 <p>※ 許可捕獲者の住所、氏名を記入のうえ押印してください。</p> <p>(ウ) 許可証を返納等している場合</p> <ul style="list-style-type: none">・狩猟税の軽減措置に必要な有害捕獲活動証明願 <p>※ 施行規則第 65 条第 1 項第 7 号(許可捕獲等をした者)の該当者であることについて市町長の証明を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・許可証と報告欄の写し(証明願裏面に貼付) <p>※ 返納された許可証と報告欄の写しを市町に貼付してもらってください。</p> <p>※ 市町によっては上記証明願による証明が困難な場合があります。この場合は市町に返納済み許可証と報告欄の写しを交付してもらうか、もしくは返納する際に当該写しを保管して(ア)①と同様に報告欄下部の余白に自署押印のうえ、申請時に添付してください。</p> <p>※ 低税率の適用を受ける方(狩猟税のあらましの納める額の区分(10))については、県税事務所でお渡しする証明書用紙(様式第1号)などによる市町長の証明が必要です。</p>
<p>④ 有害鳥獣捕獲許可者の従事者 (狩猟税のあらましの納める額の区分 (9))</p> <p>狩猟者登録の申請前1年以内に、③の許可を受けた方の従事者として、兵庫県内で鳥獣の捕獲等をした場合(注)が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none">・従事者証の写し・捕獲内容届出書 <p>※ 許可捕獲者の住所、氏名を記入のうえ押印してください。</p> <p>※ 従事者証を返納等している場合は、狩猟税の軽減措置に必要な有害捕獲活動証明願により、施行規則第 65 条第 1 項第 8 号(許可捕獲等に従事した者)の該当者であることについて市町長の証明を受けてください。</p> <p>※ 低税率の適用を受ける方(狩猟税のあらましの納める額の区分(10))については、県税事務所でお渡しする証明書用紙(様式第1号)などによる市町長の証明が必要です。</p>

(注) 学術研究の目的や傷病鳥獣保護の目的など、鳥獣の管理以外の目的で許可を受けて捕獲等を行った場合は軽減対象とはなりません。